専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月18日提出

中間市長 福田 浩

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

中間市長 福田



## 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例

中間市都市計画税条例(昭和35年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。 附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、 同項を附則第3項とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、 同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。 附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第9項及び第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13項の見出し及び同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第16項中「附則第8項、第9項」を「附則第9項」に改める。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、 第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の中間市都市計画税条例の規定は、 令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税に ついては、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する 法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226 号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項 に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税につい ては、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 中間市都市計画税条例新旧対照表

中間市都市計画税条例新旧対照表	
改正後	改正前
附則	附則
1 • 2 (略)	1 • 2 (略)
	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
	3 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とす
	<u> </u>
(法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合)
<u>3</u> 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する条例で定める割合は3分の2とす	<u>4</u> 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する条例で定める割合は3分の2とす
る。	る。
(法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)
<u>4</u> 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する条例で定める割合は3分の2とす	<u>5</u> 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する条例で定める割合は3分の2とす
る。	る。
_(法附則第15条第38項の条例で定める割合)_	
5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とす	
<u> 3.</u>	
(法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第43項</u> の条例で定める割合)
6 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する条例で定める割合は4分の3とす	6 法 <u>附則第15条第43項</u> に規定する条例で定める割合は4分の3とす
る。	る。
7 (略)	7 (略)
(宅地等に対して課する <u>令和6年度から令和8年度まで</u> の各年度分	(宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課

税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の

- 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び</u> <u>令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と

課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る<u>令和6年度から8年度まで</u>の各年度分の都市計画 税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年 度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項 を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

なるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市 計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の 都市計画税の特例)

13 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画 税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税 標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗 じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市 計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税 額とする。

(略)

14 • 15 (略)

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と は法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条 第6項に、<u>附則第9項</u>、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附 則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは 法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の 都市計画税の特例)

13 農地に係る<u>今和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合によける都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

14・15 (略)

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、 附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と は法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条 第6項に、<u>附則第8項、第9項</u>、第11項及び第12項の「商業地等」 とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水 準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附

- 第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附 則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項 に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の 2第1項に規定するところによる。
- 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、 第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38</u> <u>項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第 63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
- 則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。
- 17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、 第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。